

家畜衛生だより



令和2年2月第41号（豚）
東部・北部家畜防疫獣医師会
（公社）千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL：0475（52）4101
FAX：0475（52）3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

CSF（豚熱）ワクチン接種時の遵守事項について

千葉県では令和2年2月17日から県内のすべての豚・いのししにCSFワクチンを接種します。CSFワクチン接種については、様々な決まり事がありますので、特に以下の点について注意してください。

1 ワクチン接種の進め方

○対象となるのは

- ・千葉県内で飼育されている、すべての豚・いのししです（ペットや動物園等の展示動物も含まれます）。



○接種の方法

- ・家畜防疫員が、農場で「**初回接種**」「**追加接種**」します。農場の方が、自分で接種することはできません！



- ・「初回接種」時には、哺乳豚※1と出荷間近※2の豚を除き、全頭に接種します。

※1 接種を除外した哺乳豚は、母豚以外のCSFワクチン接種豚との接触を避けてください。その豚は、次に家畜防疫員が農場に入った時に接種しますので分かるようにしておいてください。

※2 と畜場法によって、20日以内にと畜場へ出荷する予定となっている豚等は接種しません。

- ・接種手数料は390円/頭です。 ※ただし初回接種は手数料を全額免除

○ワクチン接種効果の確認

- ・接種の約1ヵ月後と、以降6ヶ月ごとに、抗体ができているかを確認します。
- ・抗体ができいていない場合は、改めてワクチンを接種します。

2 養豚農家のみなさんをお願いしたいこと！

○飼養頭数などの事前の届出

- ・ワクチンの確保や人員を計算するため、接種の前に、家保が、飼養頭数や年間出荷計画等について確認します。飼養頭数や年間出荷計画の変更がある時は、その都度家保に届け出て下さい。

○ワクチン接種豚台帳の作成

- ・農場ごとにワクチン接種豚台帳を作成し、誕生日、生産農場、導入日、出荷日、出荷先及びCSFワクチンの接種歴を記録してください。

○ワクチン接種豚の標識

- ・ワクチンを接種した豚の背中には、家畜防疫員が、赤かピンクのスプレーで「V」を記します。消えかかっている時には、農場でなぞって消えないようにしてください。
- ・と畜場への出荷などでワクチン接種豚を移動させる時には、背中に「V」が書かれていなければなりません。移動直前になぞるようにしてください。

○塗装の方法

- ・「V」の字の上部を豚の頭側にして塗装します。
- ・可能な限り、左右対称な「V」としてください。

○識を付す場所(枠内)



○標識の例



3 豚等の接種区域外への移動について

○基本的な考え方

- ・ワクチンを接種し始めたら、農場から、生きた豚、採取した精液・受精卵、豚の死体、排せつ物、敷料、家畜飼養器具等は、接種している区域内にしか移動・流通できません。

ただし、接種区域外であっても、交差汚染対策が実施されていると畜場や化製場であれば出荷が可能ですが、前もって、県が、相手先の交差汚染対策の事前確認と、出荷時の、農場の豚に異常が無い／運搬物が漏れない／出発前の消毒徹底の確認が必要ですから、家保に連絡して下さい。

生きた豚の接種区域外の農場への移動、精液や受精卵の非接種区域への流通はできません。

排せつ物や敷料を接種区域外に移動したい場合も、農場の豚に異常が無い／運搬物が漏れない／出発前の消毒徹底の確認が必要ですので、家保に連絡してください。

○ワクチンを接種してない豚を導入した時

- ・ワクチン接種が必要です。家保に連絡し、接種までの間は、他の豚と隔離して、健康に異状がないか観察してください。

【異状時の早期通報と飼養衛生管理基準の徹底】

- ・発熱、食欲不振、元気消失等、うずくまり、便秘に続く下痢、呼吸障害等、異状を発見したら直ちに通報してください。
- ・CSFワクチンを接種した豚であっても、感染を防ぐためには飼養衛生管理基準を遵守することが重要です。接種後も飼養衛生管理基準に従い、「人・物・車両によるウイルスの持込み防止」「野生動物侵入防止対策」により予防対策を徹底しましょう。

PED発生情報（20、21例目）

	確定 診断日	発生農場	症状
20例目	2月5日	県北部の1農場 (約4,270頭飼養の繁殖農場)	哺乳豚150頭で黄色水様性下痢。
21例目	2月11 日	県北東部の1農場 (約3,600頭飼養の一貫農場)	哺乳豚160頭で黄色水様性又は泥状下痢。

東部家畜保健衛生所

Tel.0475-52-4101

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください